

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業，
及び上河原崎・中西特定土地区画整理事業に関する意見書案

研究学園都市計画事業島名・福田坪一体型特定土地区画整理事業，及び研究学園都市計画事業上河原崎・中西特定土地区画整理事業は，平成13年2月28日に国から事業計画が認可されて以降，茨城県が施行者となって事業が行われております。

事業区域内において完成した宅地部分には，現在多くの方々が転入してきており，特につくばエクスプレス万博記念公園駅周辺には，カスミをはじめとする商業施設が立地したこともあり，周辺の宅地分譲は好調に推移し，分譲マンションも完売したと伺っているところですが，その縁辺部の整備は進んでいない状況にあります。

また，駅とは一定の距離をおく島名・福田坪地区の南側や上河原崎・中西地区においても，まだ造成が進んでいない状況であり，事業施行者である茨城県では，現在の事業期間を10年延伸し，整備完了を平成36年度，事業完了を平成41年度とする事業計画変更の手続を進めていると伺っています。

事業期間が10年延伸することになりますと，日本の人口が減少傾向に入っているなか，定住を促進するにあたり他自治体との都市間競争への影響，また，土地所有者の方々が思うように土地利用を図れないことに伴い市街化が進まないなど，まちづくりを進めていく上で様々な面での弊害が懸念されます。

よって，本市議会は，当土地区画整理事業について，まちづくりの推進や土地所有者への配慮の点から，できるだけ早期に整備が完了するよう，茨城県に強く要請します。

以上，地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成25年12月17日

つくば市議会

(提出先)

茨城県知事